



IFRS News

April 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

法人所得税に関する公開草案 - 概説

国際会計基準審議会 (IASB) は、法人所得税に関する公開草案を公表しました。PwC のグローバル ACS センtral チームのシニア・マネージャーである Bill Maloney が主要な提案について解説します。

当該公開草案の公表により繰延税金の会計処理の基本原則は影響を受けません。しかしながら、IASB は国際会計基準第 12 号 (IAS 第 12 号) の例外規定と開示規定に対する大幅な変更を提案しています。さらに、税金債務に不確実性がある場合に適用する全く新しい会計処理のアプローチも提案しています。提案されている変更の多くは、国際財務報告基準 (IFRS) を米国会計基準 (US GAAP) に整合させるものとなっています。

主な提案内容は以下のとおりです。

- 当期および繰延税金資産・負債は、税務申告時の最終的なタックスポジションに不確実性がある場合には、期待値を用いて測定しなければならない。認識の判定基準はない。また、不確実性の性質について追加開示が求められる。
- 税務ベースの資産は、仮に貸借対照表日において売却された場合に課税控除が可能となる資産である。回収可能性に関する経営者の見込みは、もはや関連ない。
- 現在、税務ベースの資産と異なる帳簿価額の資産を購入する際に適用される、初期認識に関する例外規定は撤廃され、繰延税金の認識が求められる複雑なアプローチに改訂される。
- 海外の子会社および合併事業への投資のみ、未送金留保利益にかかる繰延税金を認識しない例外処理が認められる。したがって、繰延税金は、国内子会社の留保利益の送金の結果生じるものを対象として認識される。
- 包括利益の構成要素と資本に費用を配分するアプローチは、US GAAP に整合するように変更される可能性がある。これについては 2 つの代替案が提案されている。
- 繰延税金資産および負債は、関連する資産または負債の区分に基づいて流動および非流動科目に分類される。繰延税金資産総額は、評価引当金とともに財務諸表の注記に表示する。

当公開草案に対するコメント募集期限は 7 月 31 日です。

お問い合わせ: あらた監査法人 (ブランド & コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階 (〒100-6532)
電話: 03-6858-0179 (直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース (PwC) のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバル・ネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.